

第9回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月15日(木) 午前9時30分から午前10時25分

2 開催場所 光市役所 3階 第5会議室

3 出席委員 (22人)

農業委員

1番	河村	晴夫
2番	田村	尚利
3番	宮内	昭壽
4番	弘田	靖
5番	藤本	準一
6番	麻野	将也
7番	西岡	昭雄
8番	神田	英俊
9番	鬼武	敬子
10番	吉岡	弘
11番	福原	英樹
12番	田村	耕一 (会長)

農地利用最適化推進委員

1番	重田	正憲
2番	河井	眞也
3番	國弘	久男
4番	西村	隆裕
5番	末岡	博
6番	上岡	知雄
7番	森本	鉄之
8番	城	俊治
9番	小山	秋芳
10番	秋山	孝

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農用地利用集積計画の承認について

議案 第3号 特定農地貸付けの変更に係る承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 太田 隆一

農地係長 松原 耕二

農政振興係長 寺尾 貴志

議長

みなさんおはようございます。

只今から、第9回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員10名で定足数に達しており、総会は成立しています。

次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(なしの声)

議長

それでは、本日の議事録署名委員は、6番、麻野将也 委員、7番、西岡昭雄 委員にお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の寺尾係長を指名いたします。

議長

それでは、議事に入りたいと思います。

事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それではご説明いたします。

「総会議案」1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」です。

今月の3条許可申請は、1件です。

それでは、議案第1号の番号1についてご説明いたします。

申請農地は三輪地区内、大和支所の南西約1kmの位置にある1筆で、地目は畑、面積は881㎡、今回は農地の売買についての申請となっております。

申請地の所在につきましては、A4横の「2月分光市農業委員会議案位置図」の1ページと2ページをご覧ください。

今回の申請者ですが、農地の譲受人は現在埼玉県にお住いで申請地の西側に隣接する宅地を住居として購入予定の個人で、農地の譲渡人は熊本県にお住いの個人です。

申請理由につきましては、譲受人が、申請地西側に隣接する宅地を購入予定で、宅地とあわせて今回の申請農地を、譲渡人から、売買により所有権移転したいため、申請があったものです。

続きまして、「参考資料」1ページの(3)をご覧ください。

農地法第3条第2項に規定されています農地の権利移動の制限についてですが、第2項の第1号から6号について検討した結果について順を追って説明いたします。

「参考資料」1ページの中ほどの「ア、第1号」をご覧ください。

ア、第1号の「全部効率利用要件」についてです。

今回売買される農地の西側に隣接して譲受人の居住予定の宅地があり、農機具等は譲渡人から譲り受ける予定とのことです。申請書に記載された農機具の確保の状況、農作業に従事する者の状況等から見て、譲り受けた農地全てを効率的に耕作可能と認められます。

続いて イ、第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得であり問題ありません。

続いて ウ、第3号の「信託要件」についてですが、今回信託ではないので問題ありません。

続いて エ、第4号の「農作業常時従事要件」についてです。

提出された営農計画書から、譲受人は年間150日、耕作に必要な農作業に従事する見込みで、問題ありません。

「参考資料」の2ページをご覧ください。

続いて オ、第5号の「転貸禁止要件」ですが、今回は譲受人本人が耕作予定であるため転貸には該当しません。

続いて カ、第6号の「地域調和要件」です。

提出された営農計画書から、申請地で露地栽培により野菜等を栽培することになっており、申請地は最低限の草刈り等もされていることから、周辺農地の耕作に支障は生じないものと考えます。

なお、申請農地の中に防火水槽があり、現在、防火水槽の部分（約20㎡）については光地区消防本部が利用する契約が締結されています（消防本部確認済み）。

3条申請について許可となった場合には、譲受人が当該契約を引き継ぐ形となることとあり、防火水槽が申請地の中にあることについて譲受人はご存じで、且つ契約を引き継ぐことについて了承済みとのことです。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に定める許可に必要な要件をすべて満たしており、許可要件について問題ないと考えます。

なお、この件につきましては地区担当の推進8番委員さんに調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で、事務局からの説明を終わります。

議長 推進 8 番委員、補足説明をお願いします。

推進 8 番 現地を確認しましたが、半分くらい傾斜地になっていて残りの分部が耕作可能です。自家消費用に適当な広さで問題ないと思います。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号の番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号の番号 1 は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案第 2 号「農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

別紙の A 4 横「令和 5 年度 7 号」の「光市農用地利用集積計画」をご覧ください。

光市長から、農用地利用集積計画の承認を求められています。

今回の内容につきましては、別紙の裏面にありますとおり、新規 11 件、35 筆で面積は計 31,650 m²です。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、適当であると判断します。

事務局からは以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

続いて事務局より説明をお願いします。

事務局

続きまして、議案第3号「特定農地貸付の変更に係る承認について」説明いたします。

お送りしておりました議案第3号別紙の1ページをご覧ください。

「特定農地貸付」とは、議案第3号別紙の1ページ、1の(1)、趣旨にありますとおり、本来農地の貸し借りは農業委員会の3条許可や利用権の承認が必要となりますが、市や農協がファミリー農園を作って趣味的な農地の貸し付けをしたい場合に、農業委員会があらかじめ「特定農地貸付」について承認すれば、農業委員会の許可を省略して農地の貸し借りを行える、という制度です。

特定貸し付けが可能となる要件は、別紙1ページ、(2)の①のとおり、10アール未満の農地の貸し付けであること、②営利目的の耕作でないこと(但し同じ品目が多くできた場合に臨時的に売買にまわすことは一応可能であるとのこと)、そして③貸付の1契約の期間が5年を超えないこと(但し契約の更新は可能)、以上の3点が必要となっています。

特定貸し付けを行えるのは(3)のとおり地方公共団体と農協です。

そして(4)にありますように、特定農地貸付けは、どのように貸し付けをするか定めた規約や要綱などを定めて、事前に農業委員会に提出し、承認を得る必要があります

そして(5)にありますとおり、承認を得ている規約等に変更が生じた場合、その変更について改めて農業委員会の承認が必要です。今回はこの変更についての承認となります。

続いて、別紙の2ページをご覧ください。

今回の変更の内容は、光市が過去に届け出て農業委員会が既に承認している「光市特定農地貸付要綱」について、大和地区の大字岩田にある「市民ふれあい農園」を加える形で、4月1日付で修正する旨の変更届出書が

提出されたものです。

2ページの「光市特定農地貸付け要綱（抜粋）」をご覧ください。

第2条に「(3) 市民ふれあい農園（大和地区）」が加えられ、その下、第4条では「及び別表第3」が加えられています。大和地区の市民ふれあい農園は、2ページの下半分、別表第3に記載のとおりで、1区画あたり15㎡、55区画での運用となっています。区画数や1区画当たりの面積は変更前と同じです。

続いて、別紙の3ページをご覧ください。

別表第4において貸し付け条件を記載していますが、別表第4に「番号3」が追加されています。貸し付け条件についても変更前と同じ条件となっております。

続いて、別紙の3ページの3、その他についてですが、大和地区の「市民ふれあい農園」は、大和町が過去に届け出て承認されている「特定農地大和町「ふれあい農園」貸付規程」に基づきこれまで管理がされていましたが、当該規定につきましては、令和6年3月末で廃止することとなっております。

なお、議案について議決が得られましたら、令和6年4月1日以降に要綱を変更することについて承認された旨について通知することとしたいと考えております。

説明は以上でございます。

議長

これより質疑に入ります。何かございませんか。

(なしの声)

議長

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
続いて事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局

それでは、報告事項について説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

報告第1号「農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について」です。

今回届出の件数は、3件でした。

内容については議案に記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

事務局からの説明は以上です。

議長

只今の報告第1号について、質問、意見等がありましたらお願いします。

(なしの声)

議長

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、ご了解いただきたいと思います。

以上で、第9回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、令和6年2月15日開催の第9回光市農業委員会総会の議事録である。

令和6年 月 日

光市農業委員会 会長 _____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____

光市農業委員 _____